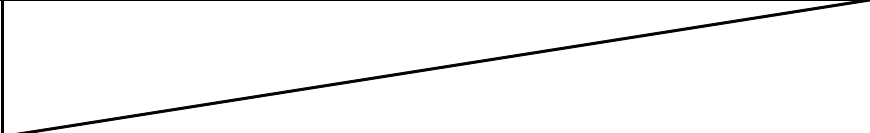


<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>伊丹市地域生活支援事業実施要綱 第1条 この要綱は、<u>障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)</u>がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって<u>障害者等の福祉の増進を図ることを目的とし、</u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の規定による地域生活支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定める。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>伊丹市地域生活支援事業実施要綱 伊丹市地域生活支援事業実施要綱 別記1 伊丹市障害者日常生活用具給付事業 伊丹市日常生活用具給付ガイドライン</p>